○国土交通省告示第五十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定に基づき、平成二十九年一月十三日付けをもつて次の有害水バラスト処理設備を相当指定したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）附則第十三条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年一月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

相当指定番号	設備の名称	設備の型式	製造者等の名称	製造者等の住所
第６号	ＫＵＲＩＴＡ　ＢＷＭＳ	ＫＡ	栗田工業株式会社	東京都中野区中野四丁目10番１号

○東北地方整備局告示第十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　県道石巻鮎川線改築工事（風越Ⅱ道路・宮城県石巻市渡波字クルミ浜地内から同市渡波字大浜地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県石巻市渡波字クルミ浜、字須崎浜、字大畑及び字大浜地内

２　使用の部分　宮城県石巻市渡波字クルミ浜、字須崎浜、字大畑及び字大浜地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県石巻市渡波字花立山地内から同市渡波字大浜地内までの延長1.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道石巻鮎川線改築工事（風越Ⅱ道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道石巻鮎川線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、宮城県石巻市山下町地内の一般国道45号との交差点を起点とし、同市鮎川浜地内を終点とする延長41.1kmの幹線道路である。

本路線は、石巻市の中心部と牡鹿半島とを結ぶ路線であるが、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第105号。以下「宮城県条例」という。）に定める車線幅員を満たさない幅員狭小区間等が多数存在するとともに、交通事故も発生しているなど、幹線道路としての機能が十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年３月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオジロワシ、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハイタカ、トウホクサンショウウオ、クロアシブトハナカメムシ、オオムラサキ、クロマルハナバチ、その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているマルミノウルシ、その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さい又はないとされている。加えて、起業者は今後、工事による改変箇所及びその周辺において重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、宮城県教育委員会との協議の結果、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、宮城県条例による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、宮城県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道敷地をできる限り利用しながら橋梁で通過する案（以下「申請案」という。）のほか、申請案より山側をトンネルで通過する案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、用地取得面積が多くなるものの、構造物延長が短いなど施工性に優れていること、事業費が廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は幅員狭小区間等が存在し、交通事故が発生しているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、石巻市長を会長とする三陸縦貫自動車道・アクセス道路建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県石巻市役所